

## 平成 25 年度 第 1 回市川市市政戦略会議

1. 開催日時：平成 25 年 5 月 15 日（水）午後 4 時 10 分から午後 6 時 00 分

2. 場 所：市役所本庁舎 3 階 第 5 委員会室

3. 出席者：(敬称略、50 音順)

会 長 栗林 隆

副 会 長 田口 安克

委 員 青山 真士 ・ 石橋 行子 ・ 大矢野 潤 ・ 木村 直人 ・ 幸前 文子  
杉浦 功一 ・ 田平 和精 ・ 新田 英理子 ・ ハリス 貴子 ・ 平田 直  
古瀬 敏幸 ・ 吉原 稔貴

(欠 席) 加藤 健一

市 川 市 大久保 博 (市長)

川上 親徳 (財政部長)

林 芳夫 (財政部次長)

蛸島 和紀 (財政部財政課長)

峰崎 謹二 (財政部財政課主幹)

大塚 信之 (財政部財政課主幹)

遠山 忠 (財政部財政課副主幹)

西澤 重悟 (財政部財政課主査)

山崎 裕幸 (財政部財政課主査)

小坂 知之 (財政部財政課主任)

岡本 博美 (企画部長)

吉野 芳明 (企画部次長)

佐野 滋人 (企画部企画・広域行政課長)

山元 康裕 (企画部行財政改革推進課長)

高久 聡 (企画部行財政改革推進課主幹)

白井 俊一郎 (企画部行財政改革推進課副主幹)

佐藤 靖彦 (企画部行財政改革推進課主任)

松本 彦 (企画部行財政改革推進課主任)

村上 万里子 (企画部行財政改革推進課主任)

大平 哲也 (企画部行財政改革推進課主任)

4. 議題 : 第1号 第1次アクションプランについて(報告)  
第2号 諮問  
第3号 行財政改革大綱第1次アクションプランについて (諮問事項)

【午後4時10分 開会】

議題第1号「第1次アクションプランについて(報告)」

※審議に先立ち、本日の会議を公開で行うことが了承された。

○栗林会長

それでは、本日の第1号議題に入る。市長から今回諮問を受けるわけだが、市長の都合で4時30分ちょっと回るくらいのスケジュールにどうしてもなるということで、市長が到着したら、諮問を受けて、そして引き続きということとする。第1号議題ということで、われわれが昨年度答申した行財政改革大綱の第1次アクションプランを庁内で公表するところまで詰めたということなので、事務局から報告等をお願いしたい。

○山元行財政改革推進課長

( 【資料1】第1次アクションプラン個別プログラムシート、【資料2】第1次アクションプラン計画書兼進捗管理書に基づいて説明。 )

○栗林会長

今事務局から行財政改革大綱の具体的なプログラムであるアクションプランのエッセンスの紹介があったが、表紙の扉をもう一度見ていただきたい。大分類の1として効率的な市民サービスをいかにして推進するかということで、改革プログラムが5つある。次に本市の喫緊の課題である、財政健全化で、さらに中分類に透明性のある財政運営、歳入の確保、歳出の適正化と、これも昨年度ずっと議論してきた具体的な改革プログラムで6から23-4までかなり細かい内容になっている。3番が最適な執行体制の確立ということで、大分類で人事・給与制度の改革である。これは本市の給与水準が比較自治体に比べて高い水準にあるということ、民間の給与実態と比較しても高い水準にあるということは明らかで、財政健全化の中で給与体系を適正化に持っていくということは、非常に重要な取組みであると議論したところである。次に、組織・定員の適正化、そして協働である。協働というのは難しい。協働することによって予算のコストダウンを図りながら、市民のサービスを落とさないようにという、いわゆる効率的・機能的な手法であると同時に、見えづらくて、うまく機能しないということがあるが、協働推進体制の整備を行おうとするのとことである。

これから、諮問を受けて、市長の退席後若干第1次アクションプランの質疑の時間を取り、そのあとに諮問内容に関して、財政部財政課からの説明を受け、質疑応答という進行予定である。

何か質疑はないか。

○田口副会長

先程の説明が飛び飛びだったのは、重点項目のみを説明したのではなく、全部を説明しきれないということで理解してよいか。私も専門的な立場から、財務情報の提供などが大事と考えている。

## 議題第2号「諮問」

---

○栗林会長

それでは、市長が見えたので諮問に移りたい。

( 大久保市長が諮問書を読み上げ、栗林会長に諮問書を渡す。 )

( 山元行財政改革課長から、諮問書別紙に基づき説明を行った。 )

○山元行財政改革推進課長

大久保市長よりご挨拶申し上げます。

○大久保市長

只今、今回の行財政改革大綱の第1次アクションプランについて諮問をさせていただいた。第1次アクションプランのキーワードは「民営化と受益者負担」と考えている。民営化については、市の直接経営している施設はたくさんあり、当時はそれでよかったと思うが、時代は移り、今では公営の必要がなくなった。民営化したほうがコスト的にも非常によいため改善していきたい。民営化というと必ず公の経営の方が手厚くて、民が冷たいという固定観念をもっている方がいるが、それは時代錯誤ではないかと考えている。

もう一つの受益者負担についても、市はいろいろなサービスに対して使用料・手数料をいただいている。たとえば住民票のような市民のほとんどが利用するものについては、現状でよいと思うが、一部の特定の方が利益を得ているものについては、根本的に考え方を見直すべきである。簡単に言えば民間並の単価を設定してもいいと思う。また、単価を部毎に管理しているので、考え方がバラバラである。ぜひこの市政戦略会議の中で統一した考え方を示していただければ大変ありがたい。

この改革を進めると、市民の方から多くの苦情がよせられることは承知している。私は5年後、10年後の市川市を見据えた改革をしていかなければならないと思っている。どうしても大変なお叱りを受けるのがいやで、つい小手先の改革にとどまってしまうが、今回は相当な覚悟を持って改革を進めていきたいと思っており、これで満足のいく結果

が出なければ私も市長失格だと、そのように覚悟しているので、どうかすばらしい審議のほどよろしくお願ひしたい。

○山元行財政改革推進課長

市長は所用のため、ここで退室させていただく。

( 市長退室 )

○山元行財政改革推進課長

ここでスケジュールについて、ご説明を行う。資料の「市政戦略会議 諮問（平成 25 年 5 月実施）後の審議スケジュール(予定)」を見てほしい。1 点目の使用料・手数料の見直しの期間は 5 月から 9 月までという期間、また、2 点目の公の施設の経営効率化は 10 月から来年 2 月、その他のアクションプランについて来年 4 月から 9 月までという期間としている。これは、必要に応じて柔軟に期間を見直していくので、5 月現在の予定とご理解してほしい。

諮問については以上である。続いて、初めに審議する使用料・手数料の見直しの説明を行う。

( 財政部入室 )

○山元行財政改革推進課長

これから、説明を行う財政部の紹介を行う。

( 財政部紹介、挨拶 )

### 議題第 3 号「行財政改革大綱第 1 次アクションプランについて」

○山元行財政改革課長

それでは栗林会長。引き続き第 3 号議案をよろしくお願ひしたい。

○栗林会長

只今大久保市長より諮問を受けたが、手元に写しがあるが、われわれが昨年度答申した行財政改革大綱の具体的な実施プランである第 1 次アクションプランについて、さらに市として使用料・手数料の見直しという審議をしてほしいということになって、今日から 9 月ころに答申ということになっている。その後公の施設の経営効率化、さらに来年度に向けてその他のアクションプランを検討してほしいとのことである。

先ほどの市長の話の中でキーワードを冒頭紹介され、「民営化と受益者負担」ということであり、強力に進めたいと。もし、うまくできなければ自ら市長失格であると、大変強い決意を示されたところであるので、われわれ市政戦略会議としても市長の諮問に応えるべく、今後鋭意議論をして、使用料・手数料の見直しにとどまらず、抜本的改革ということに踏み込んで、ちょっとではなく、ふんだんにラディカルな内容を織り込んで、鋭い答申を秋口に市長にお返ししたい。

受益者負担ということであるが、結局「財」のサービスを供給する側、そして消費する側があり、ある特定の人に受益が行き、それが目で見えたり計れたりする場合には、料金にすべきである。実際、今も料金という形で、使用料・手数料という形になっているが、それが民間のいわゆる市場原理によるプライスよりも安いのではないかということである。市民にとって見ると、先ほど市長が市民から苦情が殺到するのは覚悟の上であるとのことであるが、やはり市のサービスは安くなっている、そういった割安感、恩恵ということはあるが、市としては5年後の健全財政というものを踏まえれば、そんなことはやっていられないということで、民間並みの価格の設定、または市を離れて民営化するということにも踏み出したいということである。

それでは市長のこういった諮問を受けたところで、お手元の資料、財政部財政課による市川市使用料・手数料の見直しについてという資料を見ながら、財政部からご説明を行う。

#### ○川上財政部長

改めまして一言ご挨拶をしたい。今日は使用料・手数料の見直しということで、私も根本的なところから見直そうとしている。その前提として、アクションプランについても審議いただいたが、お手元に中期財政見通しという1枚の資料を配付したが、現在の市川市の財政状況についてお話した上で使用料・手数料、私からは改正の趣旨、具体的には資料に基づいて蛸島財政課長から説明する。

( 【資料5】「市川市中期財政見通し(平成26年度～28年度)《暫定版》」に基づき説明 )

#### ○蛸島財政課長

使用料・手数料の今までの考え方について資料に基づいて説明を行いたい。

( 【資料6】「市川市使用料・手数料の見直しについて」に基づき説明 )

#### ○栗林会長

使用料・手数料に関する論点を財政課から整理されたので、概ね理解いただけたと思う。主たる検討事項においても、提示されており、使用料に関しては、維持管理経費等

の必要経費、つまりコストを上限とし、そしてカテゴリによっては負担率までかけているということである。民間的にいえば、赤字である。そして、施設の設置目的等に応じた0%から100%までの負担区分を設けている。また原価の算定基準は、今のままでいいのかということである。

手数料に関しては、近隣市との料金の均衡を図るということ。これは、皆さんの意見を伺いたいが、手数料に関しては、近隣市との均衡を図るということは、当たり前というかやむを得ないのではないか。例えば、現行400円くらいの戸籍謄本の手数料を市川市は1,000円にしたとすれば大変なニュースになる。

そうすれば、手数料に関しても各委員の専門的な見地からご審議いただくが、安すぎる使用料を受益者負担に基づいて、何とか徴収できないかと同時に民営化の検討が必要である。民営化と受益者負担について市長も徹底的に議論してほしいとのことであるので、使用料と手数料に関して残った時間と6月7月8月と鋭意審議していきたい。

それでは、9月に答申予定の使用料・手数料の見直しについて、財政課からの質問の中で、まず質疑からお受けしたい。不明点、説明不足の点などご指摘いただきたい。

#### ○古瀬委員

中期財政見通しで、25年度から26年度にかけて26年度に使用料・手数料が0.8%のマイナスになっているが、これはどういった原因なのか。

#### ○川上財政部長

25年度に、霊園の新規造成をして売り出すが、その数が26年度は大きく減るため、減になっている。今回の使用料・手数料の見直しによる増額といったことは見ていないが、消費税が8%10%に上がる部分はほぼ確実であろうということで見ている。

#### ○田平委員

4ページ下部に含まれている経費というものがあるが、今までは減価償却費や維持修繕費を原価に含んでいないのではないかと考えていた。これまで行政とさまざまな付き合いがある中で、市川駅の地下駐輪場建設に自転車1台あたり120万かかり、その減価償却は、企業会計と異なり原価に入っていないと聞いていた。維持修繕だって、そのときに予算をもらってくればいいやという感覚を見聞きしていたのだが、本当に維持補修費や減価償却費などを含んでいるのか。それとも公民館など一部だけか。

#### ○蛸島財政課長

原価に含まれている経費は今までの考え方を示したものである。減価償却費についても平成11年度の使用料見直しの中で、市川市は減価償却費を含めて計算している。市町村によっても違いはあるが、市川市が基準を策定した後に、他市町村も徐々に同様の基

準を設けているので、現在はほとんど減価償却を含んでいると認識している。市川市では財務諸表4表を作成しているので、行政コスト計算書で減価償却費というものはすでに浸透している。

○田平委員

減価償却費も維持修繕費も含んだ考え方であると考えてよいか。

○蛸島財政課長

そのとおりである。

○青山委員

同じく4ページの原価に含まれる経費の中の人件費について、施設の運営等を行っている直接の人件費のみであるのか。企業であれば施設の運営を行う際には総務的な業務を行っている部署や次の状況を考えてプールしておかなければならないという維持する経費も含めている。その辺の人件費の考え方についての質問である。

○蛸島財政課長

公民館については、公民館を管理している公民館センターの職員を按分して算出し、各館の経費としている。

○田平委員

6ページ下から3行目。さきほどの川上財政部長の説明の中で分母の中に全公民館の総建物面積と出ているが、階段や共用部分の面積など全て含まれたものになっているのではないか。実際に貸せるのは会議室のところだけである。そうすると川上部長の説明のとおり、金を稼がないところも全部含まれているということであり、それは問題である。

○杉浦委員

6ページの1日の開館時間は12時間を全部含めた上で分母としているが、1日12時間全て会議室が埋まっているということはないので、実績にもとづいて計算というのはこれまでどうしてきたのか。

○蛸島財政課長

民間においては利益を上げる必要があるため、稼働率を計算して考えていると思うが、基準策定時においては、ご質問のとおり100%で計算している。100%の理由としては、

借りていただくのが市としてのスタンスであるというイメージで、完全な稼働率の100%としている。

○古瀬委員

5ページの下表の区分の中で公費と受益者の関係の中で、施設が公民館とか文化会館とかいろいろあって、最後に「等」とあるが、このほかというのは細かいのは構いませんが、それ以外に相当あるのか、それともほとんどないのか。

○蛸島財政課長

入っていないのは東山魁夷記念館であるとか、アイ・リンクホールであるとか、あと少しである。

○田口副会長

アクションプラン14の使用料・手数料の見直しと資料の中期財政見通しの使用料・手数料のうち、今回諮問されたのは受益者負担が50%のものと理解していいのか。それとも一般的なものを対象としてプログラムを構成しているのか。どこをターゲットとしているのか。あと財政見通しで37億9500万円ということで、今回もしターゲットが絞られているのであれば、今回の見直しでいくらのものが含まれているのか。

○蛸島財政課長

今回見直しを図るべき施設は負担率50%だけをターゲットとしているわけではなく、資料2ページの記載しているもの（斎場含む）のうち別の審議会で議論すべきもの以外については、すべて使用料・手数料の見直しの対象となる。

○田口副会長

5ページの表とリンクさせるとどのようになっているのか。

○蛸島財政課長

5ページの表のとおり、ほとんどが50%となっている。霊園、霊堂、市場、下水道、市営住宅、駐車場は負担割合で言えば100%であるけれども、この中で諮問の対象に入るのは、霊園と霊堂だけになる。下水道や自転車駐車場は審議会があるので、見直しの方針に沿って各審議会でご検討いただく。その上の幼稚園も審議会があるため、対象には入らない。25%の斎場については、今回の使用料・手数料の見直しに入る。それ以外については、使用料・手数料の見直しの対象となりえる。それについてどのくらいの増収を見込んでいるのかという点については、部長が説明した中期財政見通しの中では今のところ算出はしていない。逆に見直しの中で高いという判断により引き下げること

るので、通常料金の中で消費税の分だけ上乗せした状態で積算をしている。22 年度決算において枠内の使用料は約 5 億円である。

○田平委員

市の財政見通しの議論を聞いていて、これは大変だと感じている。特に川上財政部長がご説明なさったこの中期財政見通し暫定版、これを見たら企業経営者はゾッとする。これどうする、このままで行ったら倒産だと。一家離散、社員解雇、大リストラだと。

今回のわが審議会の議論というのは、使用料・手数料の見直しに集中するのだろうが、まさかこれだけで 50 億円のこのギャップを埋められるわけではない。当然ながらこれ以外のアクションプランを実行するのだろうが、この、今財政部長がご説明なさった危機感、市内の市の職員には共有化されているのか。もし、これが共有化され、このままじゃダメだぞという危機意識の共有化がされれば、たぶんその後の職員の行動とか意識とかが変わると思う。例えばアクションプランの所管課である企画部や財政部、総務部の人たちは、たぶん危機意識を持っておられると思うが、現業部門の職員は誰かが何とかするんだろうと、そういう感じではないかと心配するが、どうなのか。

○川上財政部長

職員にこの実体を理解させるのは本当に大切である。今は暫定版で数字が確定していませんので、出していないが、これが調整できたらホームページにも載せますし、それから部長会とか、職員相手の研修会もやる予定である。

昨年も 25 年度予算編成は非常に厳しかったが、部長会の度に財源不足がいくらか、それをやるにはどうすればいいのか、財調がなくなるという話を毎回してきた。査定の過程でも今何十億削れたけれども何十億削れない、だからさらに協力願いたいということを毎回やって、何とか収めたという経緯がある。今回も同様にやりたい。

○田平委員

職員がやる気あり（2 割）、大勢順応（6 割）、足引っ張り（2 割）の 2 : 6 : 2 にならないように、全職員に教育が必要である。もちろん温度差はあるが、あと 3 年で定年だから、それまで市がつぶれることはないから改革は先送りだという発想をさせないようにぜひお願いしたい。

○吉原委員

実は昨年度の私どもの審議会の中で、例えばゴミ袋の、可燃ゴミのゴミ袋の有料化だとか、救急車はどうするとか、いろいろなことの議論を行った。そして、最後に記録には残っていないが、市道のネーミングライツについて提案しているが、それはその他のアクションプランで審議するのか。もし、そうだとするとこの日程表によれば来年 4 月

まではそれについて話さないということになる。どちらかというともゴミ袋の有料化などは、即収入増につながるし、10年間の延命化の工事をしたとしても、クリーンセンターはいずれにしても寿命が来るので、絶対建替えなければいけない。そのようなことに対して、その他のアクションプランだということで全然検討しないということになると、公民館のことだけ4ヶ月も5ヶ月もかけて話を進めていくのはなんかちょっともったいないような気がするが、その点はいかがか。

#### ○栗林会長

吉原委員の意見は当然であり、そもそも論だが、暫定版の中期財政見通しを拝見すると使用料・手数料というところでございますけれども、本年度当初予算で38億円くらい計上されているが、その中で今回抜本的見直し対象にはなるのは5億円くらいしかない、非常に少ない。なぜかといえば、下水道とかそういった料金が非常にウェイトを占めているからである。そんな中で実は、市長のほうも当審議会に対する諮問内容をずいぶんお悩みになったようで、吉原委員の意見は、市長は重々承知されている。今後ゴミの問題なんかに積極的に踏み込む第一弾として、ここから切り込んでほしいということではないかと今日の市長の話を伺って、会長の私としてはそう理解した。従って、秋までは何しろここで成果を出さなければ先にいけないわけで、その後、施設の経営効率化ということになっているが、ゴミ処理についてもやらせてほしいということにしたい。

#### ○岡本企画部長

今のご質問はもっともである。そちらも実は庁内的には並行して進めている。4月から2度ほど各部と部長ヒアリングをしている。アクションプラン基本的には30、ファシリティマネジメントで3つほど増やして全部で33あるが、この中で、特にゴミの減量化とかクリーンセンターの今後の建替えなどは待たなしであるので、同時に進行してどう取り扱いをするのかということで協議をしている。ただ、例えばゴミの減量化については、かなり課題があるのですぐにはできないという状況の中で、この大綱は8年、このアクションプランは3年ですから、3年の中でどこまでできるかを詰めようとしている。今後ご要望等があれば、会長にお願いをした上でそれなりの協議をすることとしたい。

#### ○栗林会長

吉原委員、ありがとうございます。私から1点、根拠法について確認と質問がある。1ページ、2ページに、地方自治法という一つの大きな基幹となる法律による縛りがあるが、一番今疑問に思っているのは、2ページの逐条解説で収益を目的としない、したがって必要経費を賄うに足ることをもって限度と、今風の言葉にすると使用料の額は維持管理に必要な経費を上限とする、そこに減価償却等を含めるということであるが、今後当

市は条例で定める際に、条例改正が議会で認められれば、維持管理経費を上限としなくてもよいということなのか。

○川上財政部長

非常に難しい問題であるが、確かに手続き上は条例改正ができれば、維持管理経費を上回る使用料を取ることは可能であると考えられる。しかし、その行為が自治法の公の施設の条文の法解釈から言って、適法なのかどうかという問題が出てくる。私どもといたしましては、地方自治法の逐条解説というのは、条文の権威のある解釈であるので、それを無視することはなかなかできない。

○栗林会長

それで10ページの維持管理経費を上限とすることについては、逐条解説によればやむを得ないということになる。そうすると、市の行政としてやれば赤字が増えるだけである。そうすると民営化するしかないという極端な議論になるのではないか。そうすると負担区分に関しては25%から100%までついていきますから、極端な話負担区分を増やすという話に当然なるではないか。とすると、必要経費を上限とし、原価の算出基準は減価償却費は入っているが、もっとこんなものも必要経費に入るとすることは当然ありえる。管理会計という分野において、管理会計のコスト計算、原価計算基準で見て、もっとコストに入るものがあると思う。だから、そうすると市川市の維持管理費は高いですよ、ということになると思うが、それは維持管理費を上回っている利益部分ではなくて、こういうものが維持管理費というんだとすれば、増収が図れるのではないかというのが私の第一感です。

○田平委員

先ほど原価に含まれる経費で、例えば民間の場合では土地に固定資産税、都市計画税がかかる。これも入れないと赤字になる。もちろん公共の土地だから税金を払う必要はないということで、官は税金を払っていない。それも理屈を付けるために、入ることにすればよいのではないか。

それから、もう一点先程来吉原委員も発言していたが、もっと全体的にというのは、私ども月1回開催の戦略会議が改革の主力ではないと思っている。行政の経営会議、市長以下部長さんたちが朝から晩まで一生懸命考えて日々実行されることを側面支援することがこの会議だと思っている。したがって、この33のアクションプランがうまく回っていけば、結構な改革になるのではないかとと思っているが、ちょっと心配なことがある。先程行財政改革推進課長が10月に中間報告、来年2月に実績報告と発言されていた。当然書類としてはそうであるが、実際のPlan-Do-Seeというサイクルは毎月回していかないと10月になって出せよといったら全然回らない。毎月毎月どうなっている、どこま

で進んでいると、あれやれこれやれと言わなければならない。それは実行する予定であるか。企画部長答弁よろしくお願ひしたい。

○岡本企画部長

そのとおりである。この中ではもうすでに取りかかれるもの、準備に少し時間がかかるものも少しある。また組合が関係する人件費に関する事など、かなり手続き的なのが以前から決まっているので、きちんとした手続きはきちんと踏むこととしたい。なおかつ部内で対応できるものはスタートするということで、市長がここでご挨拶したとおりである。

○栗林会長

田平委員が税金相当額を入れたらどうかという発言もあったが、民営化という一つの極端な政策を推し進めるのと見合いで民間と同じベースで何とか市民に便益を図っていきたいと考えたときに地方自治法の縛りがあって維持管理費以上もらえないということであるので、維持管理費を増やすしかない。これもまた法律がどうかという問題もあるわけですが、田平委員の意見を聞いての第一感は、たまたま当事者が持っているから固定資産税が発生しないわけで、民間で供給するとみなせば、みなし税金とでも言うのか、税務は副会長が専門だが、税の世界ではみなし何とかみなし何とかと非常に多い。だからみなし固定資産税というのを導入すれば、それと同じような観点で、例えば減価償却費でも補助金を引いている、市川市が抛出した金額だけ減価償却相当額となっているが、引かなくてもいいのではないか。

○木村委員

使用料という名目ではない、違う名目で市と受益者とで出ているものはあるか。たとえば、保育園の保育料は使用料ではないと思うが、そういった類のものは、ここに載っているもの以外にある気がするかどうか。

○蛸島財政課長

主なものを申し上げますと、保育園の保育料は法に基づく負担金として徴収している。科目上としては使用料に含まれない。

○大矢野委員

最初なので、余り細かな話しをしないが、全体的な印象として何か問題が起こって、それを細分化する。30 個くらいのアクションプランになるわけだが、それを全部達成したときに本当に目標が達成されるのか、最初にすごく赤字が出るといって、議論を始めるが、目標が達成されると赤字が解消、改善されるのかということである。

今その話は必要ないと思うが、要は細かくやっていくが、元に戻したときに前の姿が再現されていないのではないか。それが、原価の計算式を見ていてもちょっと気持ちの悪い部分がある。

6 ページの田平さんなど発言した部分であるが、原価を計算するときに総建物面積で割っているが、3番で使用料を出すときに会議室の使用の面積で出している。建物のうち会議室の占める面積を50%だとするとくみ上げると0.5にしかない。それと稼働率の話が出たが、それが実質上6時間くらいしか使われていないとすると、それをくみ上げると50%にしかならず、普通に計算すると25%にしかない。そうすると赤字は75%出ているはずで、受益者負担率は25%になるはずである。払っていても25%にしかないわけですよ。これに受益者負担率0.5をかけると12.5%まで落ちてしまう、ほとんどただで貸していることになる。僕がなにを聞きたいのかという経費の算出というのが6ページのところにあって、原価が6億ということになっているが、これに対する収入はいくらあるのかということである。例えば、これで収入が3億あれば初めて受益者負担率が50%になるのではないかと、いうところで、これが6億になれば3ページの図が正しいということになる。ここで原価が300円になっているわけですから、原価を全て負担するという図がここにあるわけですから、これをバラバラにして持ち上げてみると原理的に100%になっていない、最初から。稼働率が高いか低いかという問題ではない、会議室の面積をかけても100%にならないようにできているという気がする。

感想としては細分化しているが、最終的にくみ上げたときに100になるように原理的にできていないのではないかとというのが一つ。それを確認する必要があるが、経費があつて、原価が6億3000万出ていたら、今どれだけの収入があつて、今いくら赤字なのか、これをいくらまでの赤字に抑えたいと、赤字をチャラにしたいという話があつて、どこが削れるかという話がスタートすると思う。

#### ○栗林会長

そろそろ時間なので、まとめたい。最後の大矢野委員の発言は皆さん分かりやすい一つのスタートラインになるような議論だと思う。そうするといずれにしても手数料の増収を図りたいということが、市長の諮問の最たるもので、部分的にそこに力を入れてくれというよりはもっと大きな解釈で突破口にしてほしいというふうに捉えて、これはこれで鋭意やりたい。大矢野委員の発言で思ったのは、いわゆる上限とする必要経費、維持管理費の市川市としての適正金額の見直しということと、それを100%としたときに、受益者負担が最終的に100%となるような料金設定というものが一つの目指すべき方向性になるということである。

それでは、今後の審議会の日程であるとか段取りについて。委員の皆様への依頼事項等であるが、今日市長から諮問を受けて、秋に向けて使用料・手数料の見直しということを鋭意審議が、9月は答申するだけということを予定しており、8月は非常に暑くて、

夏休みなので、できれば6月7月の2回の集中審議で何とかいいプランを練り上げたい。そこで、今日始まったばかりであるが資料の10ページの論点が出ている。今日すでにもう議論をしているが、維持管理経費等の必要経費を上限とすることについて、いろいろ考え方があつた。それと施設の設置目的等に応じた負担区分を設けることについてと、これも大矢野委員のコメントによると、余り意味がないと。最終的にちゃんと全部足して100%になるような率ということだと思ふ。それと原価の算出基準、今のままでいいのかというのである。それと手数料については、近隣市の均衡をどう考えるかということですよ。各市住民の奪い合いということも少しあつて、市川市は住民票高いぞと、やっぱりこう芳しくないと思われる。例えば、アメリカとカナダって接しているが、アメリカとカナダの税制はすごく似ている。もちろん別の国なので、すごく違うのだが、何が似ているかという、例えば所得税を例にとると、稼ぎに対する税負担率はアメリカとカナダは似ている。なぜかという、アメリカの方が有利だとカナダの人がみんなアメリカに行ってしまう。だから、カナダの人は自国民の頭脳流出を抑えるためにアメリカとせめて同等、できればアメリカより有利とやっているわけで、したがって市川市も住民確保のために近隣市との整合性というのは、かなり無視し得ないことだということと、たとえば手数料をちょっと上げて、増収になつても50億の赤字には焼け石に水であるということもいえる。いずれにしても、われわれ今回見直すのは5億程度の小さなパイであつて、たとえばこれを5割増となつたら画期的ですけれども、2億5千万の増収にしかならない。ただ、これを突破口にしようということと考える。

それでは、事務局から今後の審議会日程を報告してほしい。

#### ○山元行財政改革推進課長

今回は6月19日の水曜日の16時からの予定である。また、場所等については、改めてメールでお伝えさせていただく。また本日財政部から配付した資料については、次回も持参願いたい。

#### ○栗林会長

補足したい。6月19日は定例の第三水曜日の同時刻で、7月は未確定であるが、私と事務局との間で定例の7月17日の第三水曜日の同時刻で申し入れているところで、それで行う予定である。私としては6月、7月で概ね委員の同意が得られるような審議ができれば、8月は会議の開催は行わないようにしたい。もし積み残しがあれば8月は開催する。事務局とか夏休みの関連があり、8月にやるかやらないかは全く未定であるが、8月にやる場合は、27日の火曜日にやらせていただきたい。

また、前回と同じ依頼であるが、委員の皆様大変ご多忙であるが、各ご専門の視点から検討いただき、使用料3つ手数料1つの論点について、検討事項に関するコメントと、

資料請求等をぜひ事務局宛にお寄せいただきたい。1週間以内に事務局からご案内を差し上げたい。

それでは定刻を過ぎたので、新年度第一回これで終了としたい。

**【午後6時00分 閉会】**